

他自治体の事例（処分料金）

1 調査回答数

225 自治体

2(1) し尿等処分料金の設定について

設定している	設定していない 又は 収集・運搬・処分込みの料金設定
69	156

※1 直営又は委託体制の自治体は収集・運搬・処分を合わせた料金設定を行っていることが多い。

※2 静岡県内は処分料金のみ設定している自治体はなし

2(2) 処分料金を「設定している」場合の徴収区分について

し尿のみ	浄化槽汚泥のみ	し尿及び浄化槽汚泥
3	38	28

※1 下水道供用開始区域内の処分料金を引き上げている自治体あり

※2 事業系の処分料金を引き上げている自治体あり

2(3) 処分料金を「設定している」場合の徴収方法について

受益者から徴収	収集運搬業者から徴収	受益者・収集運搬業者を選択
9	59	1

3 受益者負担（料金設定）の考え方について

【料金を徴収している自治体】

- ・し尿等処理経費（施設整備費、施設維持管理費等）の一部を負担してもらうよう料金設定している。
- ・し尿等処理経費に対し受益者負担 100%で算定している。
- ・近隣自治体、下水道使用料と均衡を保つよう設定している。
- ・使用料審議会で決定している。
- ・市民からではなく、業を行う収集業者から施設使用料として徴収している。

【料金設定をしていない自治体】

- ・収集運搬費は受益者負担、処理費は行政の負担としている。
- ・家庭系の廃棄物処理は無料で実施しているため、し尿等の処理も同様としている。
- ・公共性が高い業務であり、市民の負担軽減等のため受益者の負担は求めている。